

石 金 造

ISHIZUCHI

10

共済だより

平成25年(2013)

Vol.276



しまなみアースランド・今治自然塾(今治市提供)

被扶養者の資格調査を終えて！	2
ジェネリック医薬品を ご活用ください／他	4
将来の年金見込額を 閲覧してみませんか？	5
労働安全衛生業務担当者研修会を 開催しました！／他	6
無料の特定健康診査・特定保健指導を 活用しましょう！	6
ライフプランセミナーを開催しました！	7
便利でお得な普通貸付・物資供給事業を ご利用ください！	8
住宅取得資金に係る借入金 「年末残高等証明書」を発行します／他	9
インフルエンザを予防しましょう！	10

CONTENTS

被扶養者の認定取消手続はお早めに！

平成25年度資格調査を終えて

7月に実施しました被扶養者の資格調査は、皆様のご協力により終了しました。

調査の結果、何か月も遡って扶養認定を取り消す事例も見られ、中には医療費の返還が生じたケースもありました。

今後、次のような事例に該当した場合など、被扶養者の要件を満たさなくなったときは、速やかに取消手続を行ってください。

就職

被扶養者が就職した場合は認定取消の手続を

就職先の健康保険に加入すると、所得に関係なく被扶養者の資格を失います。特に**学校を卒業し就職された子の取消手続漏れ**が多くありますので、手続は速やかにお願いします。

所得の増加

所得が認定基準額である年額130万円(障害年金を受給されている方、もしくは60歳以上で公的年金を受給されている方は180万円)以上となることが見込まれる場合は認定取消の手続を

給与所得

パートやアルバイトなどの給与所得がある被扶養者については、次のようなケースで認定取消となる場合がありますので、被扶養者の収入状況を常に確認し、認定基準額以上となることが見込まれる場合は、速やかに取消手続を行ってください。

また、**所得が認定基準額を下回る場合であっても、雇用先において健康保険に加入している場合**がありますので、健康保険制度の二重加入とならないようご注意ください。

例

○前年は短時間のパート勤務であったが、勤務形態の変更により所得が認定基準額以上となっていた。

○アルバイトなどの所得が認定基準額以上となっていた。

※給与所得とは、給料・ボーナス・諸手当等の、各種社会保険料等控除前の総収入額をいいます。

雇用保険

雇用保険法に基づく失業給付は、一定期間において一定金額が支給されることから恒常的収入とみなされますので、**給付額が日額3,611円を超える場合は認定取消**となります。

なお、失業給付の受給が終了し、再就職することなく「主として組合員の収入により生計を維持されている」場合は、再び扶養認定の対象となります。

※失業給付を受給した場合の認定取消日は、原則として**給付制限期間の終了日の翌日**となります。公共職業安定所の処理日ではありませんので、

ご注意ください。

事業所得

農業、商業、製造業、その他の事業から生じる収入や土地、家屋等の賃貸による収入については、これらの収入額から、共済組合が認める必要経費を控除した額が、該当者の事業及び不動産所得となります。

所得税法上は必要経費として認められる経費であっても、被扶養者の認定においては認められないものがありますので、ご注意ください。

【必要経費として認められるもの】

売上原価(仕入れ等)・給料・賃金・修繕費・消耗品費・地代家賃・その他特に組合が必要と認めた経費

【必要経費として認められないもの】

減価償却費・貸倒金・借入金利息・租税公課・損害保険料・旅費・交通費・通信費・接待交際費・福利厚生費・広告宣伝費・運搬費・その他

年金

受給年金額の増加により扶養認定を取り消す場合の取消日は、**年金の裁定通知日**若しくは**年金額改定通知日**まで遡ります。認定基準額以上となるケースとして次のような例が挙げられますので、年金額の改定や老齢基礎年金・遺族年金・障害年金の受給開始など、被扶養者の年金額の変動にはご注意ください。

例

○65歳になり、老齢基礎年金を受給できるようになったため認定基準額以上となっていた。

○配偶者が亡くなり、遺族年金を受給していた。

◆補足

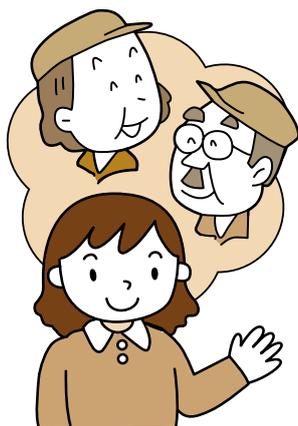
扶養認定における所得とは、所得税法上の所得をさすものではありません。また年度（4月～翌年3月）や暦年（1月～12月）といった期間で考えるのではなく、認定を受けようとする者の**現在及び将来にわたって恒常的に取得できると見込まれる**年間の収入総額をいいます。

別居

組合員との同居を要件とする被扶養者（義父母、兄弟など）が組合員と別居した場合は認定取消の手續を

扶養認定要件の同居とは「生計（住まい、食費、家計等）を同一にしている」場合をいいます。二世帯住宅や同じ敷地内の別棟で生活をし、生計が分かれている場合は、原則として別居とみなします。

なお、同居を要件としていない父母についても、別居に伴い父母に対する経済的援助をしなくなった場合や、経済的援助はしているがその額（仕送り額）が父母の収入の総額（仕送り額を含む）の3分の1未満の場合は認定取消となります。



《父母の収入額について》

父母の扶養認定については、夫婦相互扶助義務の観点から、双方の収入を合算して判断します。

そのため、例えば、母親の収入が変わらない場合であっても、父親の収入が増加し、双方の収入を合算したとき、その収入により父母が**社会通念上、生活維持できると考えられる場合は、収入額が増加した父親だけでなく、母親についても認定取消となります**ので、ご注意ください。

被扶養者の所得や生計状況に変動が生じた場合等で、認定の可否についてご不明な点がありましたら、所属所の共済事務担当課（係）または共済組合総務係（TEL089・945・6315）へお問い合わせください。

※認定要件は「共済だより石鎚7月号」(Vol.275)10、11頁をご覧ください。

被扶養者の「認定日」・「取消日」について

認定日

認定要件を備えた日が認定日となります。

ただし、認定要件を備えた日から30日を過ぎて届出があった場合は、各所属所の共済事務担当課（係）がその届出を受け付けた日が認定日となります。遡って認定されるものではありませんので、届出は速やかに行ってください。

取消日

認定要件を欠いた日が取消日となります。遡って認定が取り消された場合、取消日以降に組合員証等を使用して保険医療機関で診療を受けていたときは、共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなります。

なお、被扶養配偶者の方については、「国民年金第3号被保険者」の資格についても遡って取り消されることとなります。

ジェネリック医薬品をご活用ください

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）がありますが、特許期間が切れた後、新薬と同じ有効成分、効用で作られる医薬品がジェネリック医薬品です。



ジェネリック医薬品は新薬の約2〜7割程度の価格で発売されますので、ジェネリック医薬品を選択すれば薬代が節約できます。さらに、共済組合が支払う薬剤に係る医療費も抑えられます。

ただし、有効成分以外の添加剤が異なる場合があること、また、症状や病状などにより新薬が適切だと医師が判断することもありますので、医師や薬剤師と相談しながら、上手にジェネリック医薬品をご活用ください。

なお、本組合ではジェネリック医薬品に切り替えることにより自己負担に一定額以上の軽減が見込まれる方を対象に、自己負担軽減額等をお知らせします。

当該通知書が届いた方は、内容をご確認のうえ、医師や薬剤師と相談いただき、ジェネリック医薬品への切替をご検討ください。

（ご協力ありがとうございました）

本組合では、本年3月に「ジェネリック医薬品による自己負担軽減に関するお知らせ」を50歳代の組合員で一定額以上の軽減が見込まれる109名の方にお送りしましたところ、14名（12・84%）の方がジェネリック医薬品に切り替えられています。

「医療費のお知らせ」を配付します

皆様が病気やケガの治療のため病院で組合員証又は組合員被扶養者証を提示して診療を受けた場合、皆様が窓口で一部負担金を支払い、残りを共済組合が支払っています。

共済組合から病院に支払われる医療費は、皆様の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

貴重な掛金・負担金ですので、皆様に医療費に対する認識・理解を深めていただき、短期給付財政の安定化を図るため、1月から6月までの診療に係る「医療費のお知らせ」を今年度も12月までに所属所を經由して配付する予定です。

届きましたら、記載内容を確認して、心当たりのない診療が記載されているなど疑問な点があれば、共済組合（保健課医療係）までご連絡ください。

「医療費のお知らせ」は受診されている方に配付しています。



病院等での窓口負担が軽減される限度額適用認定証をご活用ください



一つの病院で一月にかかった医療費（入院と外来は別々）の自己負担が高額となり、一定の金額を超えたときには、後日、超えた分が共済組合から高額療養費として支給されますが、病院の窓口においては、高額な医療費を支払わなければならないこととなります。

しかし、共済組合が交付する「限度額適用認定証」と組合員証と一緒に病院の窓口で提示することにより、窓口負担からあらかじめ高額療養費相当額を控除することができ、負担が軽減されます。

医療費が高額になりそうな方で限度額適用認定証の交付を受けたい方は、所属所の共済事務担当課を通じて「限度額適用認定申請書」を共済組合に提出してください。

なお、当該申請書は共済組合ホームページからダウンロードすることもできます。

※70歳以上75歳未満の方については、高齢受給者証の提示により同様の窓口負担となります。

【このページについての問合わせ先】 保健課医療係 ☎089(945)6313

あなたのライフプランの参考に、 将来の年金見込額等を見込んでみませんか



★閲覧できる内容

- ① 将来の退職共済年金見込額
- ② 組合員期間
- ③ 給料及び期末手当の記録
- ④ 平均給料月額及び平均給与月額
- ⑤ 前年度1年間の掛金納付額（組合員のみ）
- ⑥ 公務員共済期間に係る将来の老齢基礎年金見込額

●利用できる方

- ① 組合員
- ② 組合員であった方

（61歳以上の方、退職共済年金等の受給権者、共済加入期間が一時金全額受給期間のみの方は除く）

◆利用申込みの流れ

1 地共済年金情報Webサイトにアクセス <https://www.chikyonenkin.jp/>

はじめてご利用される方

ご利用申込みはこちら

退職後、転居などをした方へのお願い

転居などにより、本Webサイトの利用ができない場合があります。共済組合へ住所変更の届出をされていない方、お心当たりのある方は、最終退職時の共済組合までご連絡ください。

2 利用申込み（本人確認）

● 共済組合で管理する記録との本人確認を行いますので、下記の項目を全て入力してください。

組合を入力してください。

共済組合加入	<input checked="" type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ		
	※現在、組合員の方は“はい”、過去に組合に加入されていた方は“いいえ”を入力してください。		
組合名	<input type="text" value="市町村・都市職員共済組合"/>	構成組合名	<input type="text" value="愛媛県市町村職員共済組合"/>
基礎年金番号	<input type="text" value=""/>		
	(半角数字10桁) 例)9470123456		※ハイフンを入れずに入力してください。

3 ユーザー ID 通知書受領 ※申込みから2週間程度

4 年金個人情報閲覧

※1 住所や名前を変更された方で、共済組合に異動の届出をされていない方は閲覧ができませんので、変更の手続きをお願いします。

※2 年金見込額は、確認時点の給料月額等を用い、現行制度による計算を簡易な方法で行っているため実際の金額と異なります。

○ Web サイトの
利用時間

6時～24時

相談窓口（Web サイト用）

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

☎03-5210-4607

(9時～17時(土・日・祝日を除く))



平成25年6月26日えひめ共済会館において、所属所の職員健康管理体制の充実を支援するため、各所属所の労働安全衛生業務担当者等を対象に健康管理等に関する情報を提供する標記研修会を開催し、38名の出席をいただきました。

事務局職員より短期給付の現況及び保健事業について説明を行い、引き続き、にじわたる糖尿病内科院長西田互氏に「特定健診の意味を理解する」～血管病から我が身と家族を守るために」と題して、ご講演いただきました。



▲にじわたる糖尿病内科
院長 西田 互 氏

〔講演要旨〕

○糖尿病は3500年前のペリルスにすでに登場しています。24時間営業等で我慢と空腹感を失った現代社会で生きる私たちは、糖尿病の瞬卵器の中にいるといえるでしょう。

いつでも食事ができる現代人は血糖値が下がることがなく、血糖値を下げる唯一のホルモンであるインスリンを作る膵臓は、一日中休めない状況です。

日本人は欧米人に比べて、遺伝的にインスリン分泌能力が弱く糖尿病になりやすいといえます。肥満でなくとも糖尿病を発症します。

糖尿病は慢性の高血糖状態を主徴とする代謝疾患群であり、正しくは「高血糖症」と呼ぶべき糖代謝異常です。「人は血管と共に老いる」という言葉がありますが、メタボ、糖尿病は血管病です。糖代謝異常は全身の血管を痛めつけ、ドミノが倒れるように脳卒中、心不全等の重大な病気を起こしていきます。

メタボはインスリンが出過ぎている状態(高インスリン血症)で、糖尿病になるとインスリンが出なくなる状態(高血糖症)になります。インスリンは糖尿病発症5〜6年前から上昇しますが、血糖値は発症直前に異常域に達しますので、インスリンが出過ぎている時点からの早期対処が必要です。

特定健診は、できるだけ早く「血管病ドミノ」をくい止めるための健診です。自分と家族の健康を守るためにも、家族にも特定健診を受診するように勧めてください。不安があれば、早期のうちに専門医で糖負荷試験を受けてください。

【メタボ改善をサポート】
無料の特定健康診査・
特定保健指導を活用しましょう！

ご家族(被扶養者)で、「特定健康診査受診券」・「特定保健指導利用券」をお持ちの方は、有効期限(券に記載)がありますので、期限内のご利用をお願いいたします。

無料(自己負担なし)ですので、利用されていない場合は、組合員の皆様から早めの利用をお勧めください。

特定健康診査(以下「特定健診」とは

40歳〜74歳の組合員及び被扶養者を対象とした「内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)」に着目した健診です。

特定保健指導とは

特定健診の結果データに基づき、階層化を行い、「積極的支援」、「動機付け支援」と判定された方を対象に面接・通信により生活習慣改善のための支援を行うものです。

●「特定健康診査受診券」(以下「受診券」)：対象となる被扶養者(任意継続組合員及びその被扶養者を含む)に

6月初旬に受診券を配付しましたので、送付時の文書をご確認の上、**受診券と組合員証を必ずお持ちになり**、契約実施機関で受診してください。(事前に予約が必要です。)

なお、人間ドック利用者は人間ドックの受診をもって、特定健診を受診したものとします。

※パート先の定期健康診断等において特定健診の検査項目と同等の健診を受けられた場合は、健診結果を共済組合にご提出いただくことにより特定健診を受診したものと取り扱うことができますので、共済組合にご連絡ください。

●「特定保健指導利用券」(以下「利用券」)：特定保健指導が必要と判定された被扶養者(任意継続組合員及びその被扶養者を含む)に、逐次送付していただきますので、**利用券と組合員証を必ずお持ちになり**、契約実施機関で特定保健指導を利用してくださ

い。(事前に予約が必要です。)

●**組合員**：職場の定期健康診断又は人間ドックの受診をもって、特定健診を受診したものとします。

また、結果データに基づき、**特定保健指導が必要と判定された組合員の方は、共済組合の保健師等が所属所等にお伺いし、保健指導を行います**ので、ご案内のあった方はご協力をお願いいたします。

特定健診等に関する問い合わせ先

共済組合保健課厚生係

(089・945・6318)

平成25年度 (一財)愛媛県市町村職員互助会と共同開催 ライフプランセミナー(50歳代のライフプラン)開催!

7月17・18・19日に、えひめ共済会館において50歳以上の組合員を対象としたライフプランセミナーを開催しました。3日間であわせて150名の方にご参加いただきました。

セミナーでは、生涯にわたって充実した生活を送るためのライフプラン(人生設計)の作成方法や、そのポイントとなる「生きがい」、「健康づくり」、「家庭経済設計」についての講演を受講していただきました。

日 程 表

時 間	内 容
10:30~10:35	開会あいさつ
10:35~10:40	オリエンテーション
10:40~10:50	[DVD上映]
10:50~12:00	「ライフプランとは・あなたのライフプラン」 一般財団法人地域社会ライフプラン協会
13:00~13:50	業務部参事 塚本 伸明 氏
14:00~15:00	「ゆとりを築く家計プラン」 明治安田ライフプランセンター株式会社 専任講師 森田 洋 氏
15:10~15:40	共済制度について
15:40~16:00	互助会事業について



講 師

(一財)地域社会
ライフプラン協会
業務部参事
塚本 伸明 氏

株式会社明治安田
ライフプランセンター
専任講師
森田 洋 氏



参加者の声

○自分の退職後の人生設計を見直すいい機会になり、出席してよかったです。

○もつと若い年齢で参加できればよかったですと思います。

○老後の生活設計はあまり気にしていなかったが、長寿社会には必要なことで、知識を得る努力が必要だと感じました。

○定年前の参加ですが、遅くはない、今から気持ちを持ち替えて60代を迎えたいと思いました。

平成25年度 共済事業に関する懇談会全日程終了

本紙7月号で開催日程等をお知らせしておりました平成25年度の「共済事業に関する懇談会」は、先月全日程を終了し、総数142名の組合員の皆さまにご参加いただきました。各開催地でお伺いしましたご意見・ご要望等につきましては、共済制度の各事業運営の参考とさせていただきます。

なお、懇談会でのご意見・ご要望等に関する詳細につきましては、平成26年1月号及び本組合ホームページに掲載する予定です。

開催日	開催地	選挙区	議員	開催場所	参加人数
7月11日(木)	四国中央市	第1区	志賀 仁士 武田誠一郎	四国中央市役所 4階「会議室」	25名
8月 6日(火)	久万高原町	第2区	村上 一郎 池田 正司 和田 雅志	久万高原町役場 2階「大会議室」	30名
8月19日(月)	東温市			東温市役所 4階「大会議室」	22名
8月22日(木)	砥部町			砥部町役場 2階「大会議室」	23名
9月 9日(月)	鬼北町	第3区	二宮 洋之 清家 新生	鬼北町近永公民館 2階「講堂」	18名
9月11日(水)	八幡浜市			八幡浜市役所 5階「大会議室」	24名

ーローンで自動車・バイク・電気製品等のご購入をお考えの方にー

便利でお得な普通貸付・物資供給事業を ご利用ください

共済組合の**普通貸付(貸付事業)**、**物資供給事業**は、低利で貸付けを受けることができ、**給与控除**により返済していただく制度です。**一部・全部線上償還(手数料不要)も可能**で、物資供給事業では償還期間を柔軟に設定することができますので、利息の節約にもなります。また、**2つの制度を組み合わせて利用**することもできます。是非ご検討ください。

普通貸付

利率(変動利率・10月1日現在)

年利2.72%(債権保全に係る負担金を含む。)

貸付限度額

給料月額×6月(上限200万円)

償還回数(元利均等償還)

貸付額により固定(最長120回)
100万円以上のとき給与併用償還選択可

その他

貸付金は組合員に送金します。



例

貸付金額	通常償還の場合	給与併用償還の場合
200万円	19,055円 ×120回	通常月：15,465円 給与月：61,860円 償還回数：96回
150万円	15,674円 ×108回	通常月：13,083円 給与月：52,332円 償還回数：84回
100万円	12,295円 ×90回	通常月：10,042円 給与月：40,168円 償還回数：72回
50万円	8,922円 ×60回	

物資供給事業

利率(変動利率・10月1日現在)

年利2.90%

利用(立替払)限度額

200万円

償還回数(元利均等償還)

毎月償還分は最長60回まで。給与償還分は、利用額の半分以上の金額を毎月償還分の返済期間内で任意の回数を設定できます。

その他

契約業者(指定店)で利用できます。代金は共済組合が指定店に直接支払います。

例

利用金額	毎月償還分	給与償還分(6・12月)
毎月払200万円	35,848円 ×60回	—
毎月払100万円 給与払100万円	17,924円 ×60回	10月決定の場合 107,116円×10回
毎月払100万円	17,924円 ×60回	—
毎月払50万円 給与払50万円	8,962円 ×60回	10月決定の場合 53,558円×10回

詳細等は共済組合ホームページにも掲載しています。

お申込みは、所属所の共済事務担当課(係)へ



住宅取得資金に係る借入金の『年末残高等証明書』を発行します

住宅貸付・災害貸付・在宅介護対応住宅貸付（以下「住宅貸付等」という。）を利用して、マイホームを購入、新築、増改築等されたときには、一定の要件に該当すれば、税法上の住宅借入金等特別控除を受けることができます。共済組合では、該当の住宅貸付等に係る「年末残高等証明書」（平成 25 年 12 月 31 日現在）（以下「残高証明書」という。）を次のとおり発行する予定です。

なお、住宅借入金等特別控除の詳細につきましては、最寄りの税務署へお問い合わせください。

◆ 残高証明書を発行する貸付

平成 11 年 1 月から平成 25 年 12 月までに住宅貸付等を借り受け、借入金の償還期間が 10 年以上ある貸付について、次のとおり残高証明書を発行します。

- ①平成 11 年 1 月から平成 24 年 12 月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（年末調整用）
…平成 25 年 11 月上旬に所属所経由で送付予定
- ②平成 25 年 1 月から平成 25 年 12 月までに住宅貸付等を借り受け、入居した者（確定申告用）
…平成 26 年 1 月下旬に所属所経由で送付予定

◆ 交付の申請手続など

交付の申請手続は不要です。ただし、上記の送付期間後に工事完了報告がなされた場合で控除の対象となる方は、別途交付申請書の提出が必要です。

また、一部繰上償還を行ったことから償還期間が 10 年未満となった場合や住宅貸付等の工事完了報告が済んでいない貸付については、証明書は発行されません。



～共済貯金をご利用いただきありがとうございます～

上半期（9月末）決算により 利息が元金に組み入れられました

□■ 共済貯金事業について ■□

共済貯金の貯金利率は**年利 1.0%（税引後 0.79685%）**、市中銀行の定期預金より高利回りのだんぜん有利な普通貯金です。

お預かりした資金は、国債・地方債等の債券を中心とした効率的で**安全性の高い金融商品で運用**（株式は保有していません）し、なお不測の事態に備え欠損金補てん積立金及び積立金を積み立てており、平成 24 年度末の**積立額は 41 億円**を超えています。

毎月の積立貯金、またボーナスの預入れ先としてご利用ください。

□■ 共済貯金現在残高通知書をお送りします ■□

共済貯金現在残高通知書（平成 25 年 9 月 30 日現在）を、10 月下旬に所属所を経由してご加入の皆さまにお送りします。お手元に届きましたら、**内容をご確認いただき、大切に保管**してください。

今回は、平成 25 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの期間に係る利息計算を行い、利息から源泉分離課税分 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）を控除して元金に加算しています。

併せて、共済貯金加入者の皆さまには「地方公務員ダイアリー 2014」をお送りしますのでご利用ください。

■ 物資指定店（追加・変更・取消）のお知らせ

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	H25.7.31	田川電業(株)			電気製品
取消	H25.8.31	(有)三島テレビサービスセンター			電気製品

平成25年11月1日～平成26年2月28日 *期*間*限*定*

忘・新年会 プラン

2時間飲み放題 お一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・チューハイ・ソフトドリンク
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール



和洋卓料理 **3,500円** (税込) 写真は(10人盛)



和会席 **3,500円** (税込)

おすすめ料理



和洋コース **3,500円** (税込)

※上記以外にも各種料理・鍋コースもご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせください。

宿泊予約状況(9月25日現在)

10月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	●	●	▲	×	●	●	▲	▲	●	●	●	×	●	●	▲	●

11月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
	●	▲	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	▲
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	×	●	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

「四国旅劇場」第2幕

平成27年3月31日まで

1項目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2項目 10%off 3項目 50%off 4項目 無料

四国の味を
食べ尽くそう!

巡れば巡るほどお得になる!!

ご予約はお電話にて
好評承り中心!

詳しくはえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは.....

えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



しまなみアースランド 今治自然塾(今治市)

表紙によせて

しまなみアースランドは、平成23年3月に一部供用開始した自然豊かな総合公園です。同年4月公園内に開塾した今治自然塾では、NPO法人「C・C・C富良野自然塾」塾長・倉本聡氏によって考案された環境教育プログラムを取り入れており、インストラクターと共に歩き体験し学ぶ、まったく新しい環境教育を実施しています。

また、昨年3月には、工房・レクチャールーム・展示スペース等を備えた学習棟も供用開始しました。皆さんも自然を感じながら、地球環境について一緒に考えてみませんか?



組合の現況

(平成25年8月末現在)

◎所属所数41
◎組合員数14,769人
男9,656人
女5,113人
◎平均給料月額(短期)306,410円
◎被扶養者数17,395人
(含任継)内242人
◎任意継続組合員349人
◎年金受給者数16,898人